

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、制度運営費が含まれています。

保険年齢	性別	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	継続コース
15歳～59歳	男性	1,380円	2,070円	2,760円	3,450円	4,140円	
	女性						
60歳～65歳	男性	1,380円					
	女性						
66歳～70歳 (継続のみ)	男性						690円
	女性						

*掛金は年齢に関係なく一律です。
 *年齢とは、加入日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のは切り捨てます。)保険年齢とは、この年齢に、毎年の7月1日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。
 *掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の特典

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成23年3月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金・給付金をお支払いしない場合など

福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなったとき
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となったとき
- 保険金などを詐取する目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき

<p>●死亡保険金・高度障害保険金について</p> <p>①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき</p> <p>②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき</p> <p>④戦争その他の変乱によるとき</p> <p>⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき</p> <p>●災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について</p> <p>①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>②受取人の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③加入者の犯罪行為によるとき</p>	<p>④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき</p> <p>⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>⑧地震、噴火、または津波によるとき</p> <p>⑨戦争その他の変乱によるとき</p> <p>●ガン死亡保険金について</p> <p>①保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき</p>
--	---

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

加入者(被保険者)のみなさまへ

福祉団体定期保険は契約者…山口県商工会議所連合会、被保険者…山口県商工会議所連合会に所属する当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…山口県商工会議所連合会に所属する当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは平成23年3月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更することがあります。

[お問合せ先]



柳井商工会議所

〒742-8645 柳井市中央2丁目15-1
TEL 0820-22-3731

山口県商工会議所連合会

[福祉団体定期保険引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 岩国営業所

〒740-0022 岩国市山手町1-16-10
TEL 0827-24-4690

AXA-1104-0618/569

会員事業所

のみなさまへ

商工会議所共済は、会員のみなさまとともに歩む福祉共済制度です。

しらかべ共済

**ご加入
のすすめ**

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険
+山口県商工会議所連合会独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

**割安な掛金
で幅広い保障!**

**商工会議所連合会
独自の給付制度が充実**

毎年収支計算し剰余金があれば
配当金も!

**1年更新で医師の
診査なし**

業務上・業務外を問わず
24時間保障



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)からお申込みいただいた当商工会議所を通じ、山口県商工会議所連合会に提供されます。
- ②当該連合会および当商工会議所(以下、「連合会等」という)は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、連合会等から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用することがあります。アクサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

しらかべ共済は、山口県商工会議所連合会が、アクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付)と山口県商工会議所連合会独自の給付制度を会員のみなさまにご利用いただくものです。

山口県商工会議所連合会・柳井商工会議所

しらかべ共済の内容

保障内容

・主契約：福祉団体定期保険
・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約

コース		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	継続コース
お支払事由							
死亡	所定の不慮の事故により死亡されたとき <死亡保険金+災害保険金>	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	250万円
	責任開始期(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に診断確定された所定のガン(*1)により死亡されたとき <死亡保険金+ガン死亡保険金>	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	100万円
	死亡されたとき <死亡保険金>	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	50万円
高度障害	所定の不慮の事故により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき <高度障害保険金+災害高度障害保険金>	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	250万円
	加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき <高度障害保険金>	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	50万円
入院	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき(同一事故による入院は通算60日限度) <入院給付金>	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円	1日につき 9,000円	1日につき 1,500円

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、所定の感染症によりお支払事由に該当されたときもお支払いします。

*1 所定のガン(対象となる悪性新生物)

口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
消化器の悪性新生物	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	部位不明確、統廃部位および部位不明の悪性新生物
骨および関節軟骨の悪性新生物	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	独立した(原発性)多部位の悪性新生物
中皮および軟部組織の悪性新生物	上皮内新生物
乳房の悪性新生物	
女性性器の悪性新生物	
男性性器の悪性新生物	
尿路の悪性新生物	

*2 高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

山口県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

保障の範囲	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	継続コース
病気による入院見舞金	(1日につき) 1,000円	(1日につき) 1,500円	(1日につき) 2,000円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 3,000円	—
病気による通院見舞金	(一律) 10,000円	(一律) 15,000円	(一律) 20,000円	(一律) 25,000円	(一律) 30,000円	—
災害による通院見舞金	(1日につき) 1,000円	(1日につき) 1,500円	(1日につき) 2,000円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 500円
災害による障害見舞金	(一律) 20,000円	(一律) 30,000円	(一律) 40,000円	(一律) 50,000円	(一律) 60,000円	(一律) 10,000円
手術見舞金	(一律) 10,000円	(一律) 15,000円	(一律) 20,000円	(一律) 25,000円	(一律) 30,000円	(一律) 3,000円
結婚祝金	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円	—
出産祝金	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円	—

●山口県商工会議所連合会独自の給付制度は、制度運営費の一部によってまかなわれます。なお、当制度は将来改定することがあります。

1. 病気による入院見舞金

- ① 病気による入院見舞金は5日以上の継続入院をしたときに、加入コースに応じた金額を30日を限度としてお支払いします。
- ② 病気による入院見舞金の請求は退院後の請求とします。
- ③ 死亡・高度障害保険金がお支払される場合、病気による入院見舞金はお支払いしません。
- ④ 病気による入院見舞金の不当な取得を目的とした加入と判断した場合は、お支払いしない場合があります。

2. 病気による通院見舞金

- ① 病気による通院見舞金は通院日数が3日以上の場合を対象として、保険期間中1回、加入コースに応じた金額をお支払いします。
- ② 病気による通院見舞金の不当な取得を目的とした加入と判断した場合は、お支払いしない場合があります。

3. 災害による通院見舞金

- ① 災害による通院見舞金は5日以上の通院をしたときに、加入コースに応じた金額を30日を限度としてお支払いします。

- ② 死亡・高度障害保険金がお支払される場合、災害による通院見舞金はお支払いしません。
- ③ 災害による通院見舞金の不当な取得を目的とした加入と判断した場合は、お支払いしない場合があります。

4. 災害による障害見舞金

災害による障害見舞金は、1手足の指以上を失った場合に同一災害につき保険期間中1回お支払いします。

5. 手術見舞金

- ① 同一の種類の手術につき保険期間中1回、コースに応じた金額をお支払いします。
- ② 手術見舞金の請求は、該当する病気・けがについて、所属する商工会議所にご確認の上ご請求ください。

6. 結婚祝金

加入1年以上の加入者が結婚したときにお支払いします。

7. 出産祝金

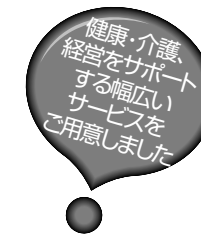
加入1年以上の加入者が出産したときにお支払いします。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

〈サービスの一覧〉

- ・健康電話相談(相談料・通話料無料)
気になる症状や育児、介護、心の悩み、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。
 - ・人間ドック・PET検診サービス(無料で予約代行)
地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。このサービスは「しらかべ共済」ご加入のみなさまとごご家族でご利用いただけます。(※サービスによっては、一部有料のものもございます。)
- サービスの内容は予告なく変更する場合がありますので予めご了承ください。
サービスのご利用方法等の詳細は、[アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/life/)(http://www.axa.co.jp/life/)をご覧ください。



しらかべ共済の取扱

保険期間

保険期間は1年間(平成23年7月1日～平成24年6月30日)で、毎年自動的に更新します。

加入資格・条件

1. 山口県商工会議所連合会に所属する柳井商工会議所会員(特定商工業者・特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で加入日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、59歳6ヵ月を超える方はAコースのみとなります。なお、65歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方は継続コースのみで継続できます。
2. 新規加入または増額を申込みされる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
 - ① 加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがありますか。
 - ② 加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇等で欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限等)

3. 上記1・2の要件を満たす方全員のご加入が必要となる商品です。
4. 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。ガン死亡保険金については加入日(効力発生日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入・脱退手続

加入の申込は所定の加入申込書兼告知書により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれぞれに伴う払戻金等はありません。

加入者証の発行

加入者に対しては、「団体定期保険加入者証」を発行します。

保険金等の受取人・請求

1. 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。
2. 保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取り扱います。したがってしらかべ共済からは脱退となるため、その他の保険金・給付金および山口県商工会議所連合会独自の給付のお支払いはありません。
3. 見舞金・祝金の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

配当金

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。